



平成 26 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鳥 貴 族
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 倉 忠 司
(コード番号：3193 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 デ ィ レ ク タ ー 道 下 聡
(TEL. 06-6562-5333)

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社の鳥貴族カムレードチェーン（以下、TCCと云う。）加盟店舗（加盟会社 株式会社ダंक）であります「鳥貴族 京急川崎駅前店」（神奈川県川崎市）におきまして、平成 26 年 8 月 13 日から平成 26 年 8 月 15 日にご来店されたお客様数名の方から、嘔吐・下痢などの症状が発生いたしました。

同店舗は、平成 26 年 8 月 19 日より営業を自粛しておりましたが、8 月 21 日付で所轄である川崎市川崎保健所より行政処分を受けることとなりましたので下記のとおりお知らせいたします。

発症されましたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、同店舗並びに当社を日頃からご利用いただいておりますお客様及び関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

発症されました皆様に対しては、誠心誠意ご対応させていただくとともに、再発防止に全力で取り組んで参る所存でございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 食中毒事故の内容

「鳥貴族 京急川崎駅前店」において、平成 26 年 8 月 13 日から平成 26 年 8 月 15 日にご来店されたお客様のうち 13 名（平成 26 年 8 月 21 日現在確認数）の方に体調不良の症状があり、川崎市川崎保健所の調査の結果、お客様ならびに同店舗従業員からノロウイルスが検出されたため、同店舗で感染されたものと判断されました。

(2) 行政処分の内容

上記内容を受け、同保健所より同店舗に対して、以下のとおり食品衛生法に基づき営業を禁止することを命じられました。

処分店舗：株式会社ダंक 「鳥貴族 京急川崎駅前店」

処分理由：食品衛生法第 6 条第 3 号違反

処分内容：平成 26 年 8 月 21 日から営業禁止

(3) 再発防止について

当社では、日頃より衛生管理と従業員教育を徹底してまいりましたが、この度この様な食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

今般の処分を厳粛に受け止め、食の安心安全の確保に向けて全社一丸となり、以下の通り再発防止に努めてまいります。

1. 当社並びに TCC 加盟店舗を含む鳥貴族加盟会社従業員全員に対する衛生管理の再徹底
2. 衛生管理マニュアルの見直し

(4) 業績に与える影響について

本件による業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、改めて開示が必要な場合には、別途速やかにお知らせいたします。